

平成20年度 アジア人財資金構想 高度実践留学生育成事業 募集要項

「アジア人財資金構想」は、①日本企業の急速なアジアを中心とした海外への事業展開に伴う、日本と現地の架け橋となる人材確保の必要性、②留学生の日本企業・日系企業への就職に向けた道筋の構築の必要性を受け、日本政府が日本での就職に意欲のあるアジア等の優秀な留学生へ、日本語教育・日本ビジネス教育から就職活動支援までを行い、日本企業・日系企業で活躍する人材を育てることを目的とした事業である。

アジア人財資金構想 高度実践留学生育成事業における留学生を下記により募集する。

記

1. 応募者の資格及び条件

(1) 対象：次の①～②のすべての要件を満たす者。採用決定後要件を満たせなくなった場合には採用を取り消す。

①平成20年プログラム開始時点において、次に掲げるすべての要件に該当する者。

ア. 我が国の大学または大学院に留学生として在籍すること。(出入国管理及び難民認定法別表第一の四に定める在留資格「留学」を有すること。)

イ. 学部または大学院の学位が取得可能な課程に正規生※として在籍する者。

※1 「正規生」には、研究生、研修生、専攻生、科目等履修生、聴講生等を含まない。

ウ. 学部3年次(6年制課程の学部については5年次)、修士1年次、博士2年次(4年制課程については3年次)のいずれかに在籍し、遅くとも平成22年3月までにプログラムを修了するとともに課程を卒業する者であること。(平成20年度中に卒業・修了する者は対象にならない。)

エ. ※(学部生) 1982年4月2日以降に出生した者。

(大学院生) 1973年4月2日以降に出生した者。

※2 ただし、上記エ. に該当しない者であっても、社会人経験や特別な能力等により、企業の採用ニーズが充分見込まれると大学及び管理法人が責任をもって推薦する者についてはこの限りではない。この場合は、【様式1 推薦調書】にその理由を記入し、学部長・学科長相当以上の責任ある立場の者が推薦者として【様式1 推薦調書】の「推薦理由」欄の該当箇所に署名すること。

②学業成績が特に優秀な者。

(2) 日本語能力：下記①、②のいずれかを満たす者。

①学部生の場合 卒業時にBJT ビジネス日本語能力テストJ2以上もしくは日本語能力試験1級のいずれかの能力の習得が見込めると推薦者(大学)が認めた者。

②大学院生の場合 卒業時にBJT ビジネス日本語能力テストJ3以上もしくは

日本語能力試験 2 級のいずれかの能力の習得が見込めると
推薦者（大学）が認めた者。

大学からの推薦をもって上記に該当するものとする。

（３）就職意志：日本企業・日系企業への就職意志があつて、プログラム終了後半年以内に就職が可能な者。

（４）奨学金：国費外国人留学生奨学金、私費外国人留学生学習奨励費またはそれに準じる奨学金（別紙 1 参照：以下、対象奨学金）の給付を受けていること、過去に受給したことがあること、または平成 20 年度から受ける見込みのあること。※

※3 平成 20 年度プログラム参加時点で平成 20 年度の対象奨学金の給付が確定していない者については、学部長・学科長相当以上の責任ある立場の者が推薦者とし【様式 1 推薦調書】の「推薦理由」欄の該当箇所に署名すること。

（５）健康：本事業のプログラム修業に心身ともに支障がないと大学が認めたもの。

（６）現役軍人又は軍属の資格の者、外国政府及び企業より派遣されている者については、採用しない。

2. 採用予定人数 全国で約 800 名（平成 20 年度を通しての募集予定人数）

3. 大学における選考

大学において、書類審査及び面接により、本事業の目的に則した優秀な留学生を選考すること。

なお、面接についてはインターネットや電話など遠隔通信方法を利用して実施しても差し支えない。

4. 提出書類等

（１）提出書類

①推薦調書（様式 1）

応募者 1 名につき 1 部

ただし、「推薦理由」と「学業成績」は大学が記入すること。学生は「推薦理由」と「学業成績」を未記入のまま大学へ提出すること。

②申請書（大学院の留学生：様式 2 学部留学生：様式 3）

応募者 1 名につき 1 部

（注）指定の箇所に写真を貼り付けること。また、大学院の留学生は学位論文概要

を添付すること。

③成績証明書もしくは準ずるもの

応募者1名につき、下記に掲げるア.～ウ.のうち、いずれか1つを1部提出すること。

(注意) 日本語記述でない場合は日本語訳を添えて提出すること。

ア. 最終出身大学(学部及び大学院)の成績証明書(出身大学で発行したもの)

イ. 最終出身大学(学部及び大学院)において優秀であることを証明する学業成績(GPA、ABCのクラス分け、具体的な順位(何人中第何位)等、最終出身大学における成績が明確に判る指標)

ウ. 現在在籍している大学(学部及び大学院)の最新の成績表。

④在留資格を証明する書類(外国人登録証明書、旅券の査証・在留資格確認箇所等)

応募者1名につき1部(写しを提出すること。)

⑤誓約書(様式4)

応募者1名につき1部

⑥応募者一覧(様式5)

管理法人が作成 1部

別途、指定のフォーマットの電子ファイルを提出すること。

⑦コンソーシアム内での募集状況等

管理法人が作成 1部

コンソーシアム内での募集状況等を承知するため、次の書類を提出すること。

- ・コンソーシアム内の募集・選考基準・選考体制及び選考過程に関するもの
- ・その他参考資料

(2) 提出書類の個人情報の取り扱いについて

全ての提出書類に記載された個人情報については、本事業における各学生の選考、成績評価、事業の評価等以外には使用しない。特に連絡先については、プログラム参加前から終了後における関係者のネットワークを作ること、「アジア人財資金構想」事務局からの各種情報の送信等以外には使用しない。

5. 提出期間

A日程：平成20年4月7日(月)～4月25日(金)(当日サポートセンター必着)

B日程：平成20年6月2日(月)～6月16日(月)(当日サポートセンター必着)

6. 選考及び結果通知

- (1) 応募者は各大学に応募書類を提出し、大学は産業界のニーズや日本企業・日系企業への就職意志、学業成績等を勘案の上、学内選考により大学としての推薦者を厳選する。各地域の管理法人は(本事業での各地域毎の管理者、管理法人が複数ある場合は各地域で協議の上一カ所の管理法人がまとめること。)大学と連携し、産業界の

ニーズや日本企業・日系企業への就職意志、学業成績等を勘案の上、管理法人としての推薦者を確定させ、推薦者について提出書類を添え、アジア人財資金構想プロジェクトサポートセンター（本事業での留学生の選考等を行う）まで推薦すること。

※4 提出書類はA4判サイズに限る。

※5 管理法人はサポートセンターに応募書類を提出する際に、応募者毎に上記①～⑤を順に綴じて提出すること。

※6 各地域の管理法人は全ての書類を取りまとめ1回で提出すること。いかなる理由においても提出書類は一切返却しない。また提出後の差し替えは原則認めない。

- (2) 経済産業省は、大学及び各地域の管理法人から推薦された者について、アジア人財資金構想プロジェクトサポートセンターに設置する高度実践留学生選考委員会に諮った上、採用者を決定する。
- (3) 選考結果については、それぞれ以下の日程までに各地域の管理法人に一括して文書で通知する。（個別の問い合わせには応じない。）

A日程：~~平成20年5月16日（金）~~

B日程：平成20年7月10日（木）

7. 注意事項

以下の場合、本事業対象留学生の資格を取り消す。

①申請事項に虚偽の記載があることが判明したとき。

②所属コンソーシアム長（本事業における各地域の責任者）、所属学長への誓約事項に違反したとき。

③無断に長期間プログラムへ参加しなかった場合、プログラム科目において成業の見込みがないと判断された場合、若しくは退学等の懲戒処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。

④当該大学を退学したとき。

⑤入管法別表第一の四に定める在留資格「留学」が他の在留資格に変更になったとき。

⑥過去に該当奨学金の受給を受けたことがなく、平成20年度から本要項1.の(4)における奨学金の給付を受ける見込みであった者が、その給付を受けられなくなることを確定したとき。

「アジア人財資金構想」については下記の URL を参照のこと。

<http://www.ajinzai-sc.jp/top.htm>

本件についての問い合わせ先は

(注意) 応募者は各大学の窓口にお問い合わせること。

<本プログラム事務局>

テンプスタッフ株式会社 海外人材開発室 (担当: 森田、川口)

住所: 600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町 20 四条烏丸 FT スクエア 4F

TEL : 075-254-7591

FAX : 075-252-6549

<管理法人>

KYOの海外人材活用推進協議会事務局 (京都府国際課企画係 担当: 嵯峨根、小寺)

住所: 602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町

TEL : 075-414-4311

FAX : 075-414-4314